

令和8年度 市制施行10周年記念番組

移住・定住促進に向けた映像発信プロジェクト業務仕様書

1 委託業務名

令和8年度 富谷市市制施行10周年記念番組
移住・定住促進に向けた映像発信プロジェクト業務

2 目的

令和8年10月に迎える市制施行10周年を契機に市の新たな魅力を再発掘し、まちづくりの将来ビジョンとあわせて映像化することで、発展を続ける富谷市を広くPRする。将来にわたり持続可能なまちづくりを進めるため、市外・県外から「選ばれるまち」としての魅力を効果的に発信し、移住・定住及び交流人口の拡大、さらに市の記念行事やイベント等で発信することで若者から幅広い世代の方が市への愛着と誇りを醸成し、転出した若者の将来的なUターンも併せて図る。

また、テレビ放送及びPR動画の制作に加え、広域的なプロモーションを展開し、市外・県外への認知度向上を図る。

3 業務履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

(1) 概要

番組及び動画は、本市の歴史文化やまちづくりの歩みに加え、市の新たな魅力を再発掘し、今後ますます発展するまちの将来ビジョンを映像化する。映像を見た多くの方が「富谷市」を認知し、本市で暮らす魅力や将来像への理解を深め、移住を検討する中で本市で長く住み続けるビジョンを描けるような内容とする。本業務では、テレビ局による約60分枠の記念番組及びPR動画(10分・1分)を制作するとともに、市外・県外向けの移住定住につながる広域的なプロモーションを企画提案する。

(2) 内容詳細

① 委託業務の内容

- イ 富谷市との打ち合わせ及び確認作業、議事録作成、進捗状況の報告
- ロ 映像内容等の企画・構成
- ハ 取材先との打ち合わせ及び確認作業
- ニ タイトル、台本作成、現地取材・撮影、収録、BGM・テロップ入れ、効果処理、編集等の制作作業
- ホ テレビ放送に関する作業(放送枠の確保など)
- ヘ イベントやSNS発信に適した形式の映像の制作
- ト 市外・県外向けの広域的プロモーション(配信媒体、広告展開、拡散施策等)の企画提案及び実施支援
- チ プロモーションの実施媒体(Web広告、動画配信サービス、SNS広告等)の選定及び運用
- リ イからチまでの他、独自提案に係る業務全般

② 映像内容等

イ 取材対象地域

富谷市（富谷市のPRに必要な場合のみ、他地域の取材も可）

ロ 放送時期

令和8年10月上旬（企画提案及び打ち合わせにより検討の上、決定する。）

ハ 映像内容

- ・ 富谷市の歴史、食、体験、自然、文化等の観光資源、行政サービス、元気な住民活動などを通して、富谷市の魅力を紹介する内容であること。
- ・ 移住予定者等が富谷市に住む将来ビジョンを描ける内容であること。
- ・ 令和8年5月開館予定の「ユートミヤ（富谷市複合図書館）」の紹介など、タイムリーな情報を盛り込むこと（具体的な内容は市と協議）。
- ・ 本市の空撮映像や過去の映像資料を効果的に使用することが望ましい。
- ・ 視聴ターゲットが偏りすぎることなく、広い世代に楽しんでもらえる内容にする。
- ・ 本市出身又は本市にゆかりのある著名人等の出演により、本市の魅力を効果的に発信する構成とする。
- ・ 受託者は、本業務を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。

ニ 作成する映像

No.	映像	用途	時間
1	市制施行記念番組	10周年に併せテレビ放送	60分
2	市PR動画（ロング）	式典、イベント、移住定住促進、教材	10分
3	市PR動画（ショート）	移住定住促進、デジタルサイネージ、広告、SNS	1分

※市PR動画（No.2.3）は、広域プロモーションでの活用を想定した仕様とする。

5 成果品

（1）納入物

	内容	備考
1	動画を収録したDVD-Video形式のディスクを一映像につき3枚	・60分枠番組は保存用としてディスク搬入すること。 ・10分動画、1分動画が入ったディスクは複製可能な状態で搬入すること。 また、YouTube等へのアップロード用としてmp4、市内施設配信用としてwmv形式の動画ファイルも納品すること。
2	広域プロモーションの実績	PR動画を配信した媒体の一覧、令和8年度中の解析結果（動画の視聴回数、セッション平均時間等）などプロモーションの実績を書面及びデータで提出すること。

(2) 納入期限

納入物1 ディスクについては令和8年10月30日(金)

納入物2 実績については令和9年3月31日(水)

(3) 納入先

富谷市役所市長公室

〒981-3392 宮城県富谷市富谷字坂松田30番地

6 業務委託料(上限額)

6,499,900円(税込)

番組および映像の制作費、放送に係る費用(テレビの電波料など)、広域プロモーションの企画及び実施に係る費用等すべてを含む。

7 業務実施上の条件

- (1) 本業務は、本仕様内容に加え、企画提案業者からの独自提案を盛り込んだものを業務内容とする。また、業務の履行にあたっては、受託者と富谷市が打合せを行いながら進めるものとする。
- (2) 本業務で作成した10分動画、1分動画に関するすべての著作権は、富谷市に帰属する。
- (3) 委託契約金額には、交通費、通信費、事務消耗品費等業務に係る必要な経費の一切を含むものとする。
- (4) 受注者は、本業務の実施にあたって、不明な点や改善の必要性がある場合、または執行上の疑義が生じた場合は、本市と協議すること。

8 その他

- (1) 受託者は、この契約に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。
- (2) 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- (3) 契約内容に違反した場合には、損害賠償の請求や指名停止等の措置を行う場合があると同時に、条例に違反した場合には、条例の規定に基づき処罰される場合がある。
- (4) 受託者が、この契約の履行期間中に、富谷市契約に関する暴力団等排除措置要綱(平成20年11月1日施行)別表第1措置要件各号(以下「措置要件」という。)に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (5) 受託者は、措置要件に該当し、富谷市から指名停止措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託させた者が、措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (6) 受託者は、この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、期間の延長等の措置を講じる。